

令和 4 年度補正予算の概要

令和 3 年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、市職員等の期末手当を減額します。また、兵庫県が県政改革方針案等で補助金の減額を示していた事業の見直しの実施が見送られたことに伴い必要な予算について、補正予算を編成しました。

1 予算の規模

(単位：千円)

| 会計名(補正号数) | | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-----------|------------------|------------|---------|------------|
| 一 | 般 会 計 (第 1 号) | 34,380,000 | △69,485 | 34,310,515 |
| 特別会計 | 国民健康保険会計(第1号) | 9,020,000 | △783 | 9,019,217 |
| | 介護保険会計(第1号) | 7,303,000 | △2,655 | 7,300,345 |
| | 後期高齢者医療事業会計(第1号) | 1,526,000 | △167 | 1,525,833 |
| 企業会計 | 水道事業会計(第1号) | 2,439,151 | △2,141 | 2,437,010 |
| | 収益的支出 | 1,779,579 | △2,141 | 1,777,438 |
| | 資本的支出 | 659,572 | 0 | 659,572 |
| | 下水道事業会計(第1号) | 5,161,808 | △974 | 5,160,834 |
| | 収益的支出 | 2,470,214 | △717 | 2,469,497 |
| | 資本的支出 | 2,691,594 | △257 | 2,691,337 |

2 補正予算の主な内容

【全会計】

(1) 人事院勧告を受けた職員等の期末手当の減額 △75,256 千円

令和 3 年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じ、令和 4 年度から市職員等の期末手当の支給月数を引き下げます。また、令和 4 年 6 月に支給する期末手当から、令和 3 年度の引き下げに相当する額を減額します。

【一般会計】

(2) 県政改革方針(案)の見直し等に伴う予算の確保 1,644 千円

[健康福祉部 福祉課]

[教育総務部 教育総務課、教育振興部 学校教育課]

兵庫県の県政改革方針(案)等で示された補助基準額の引き下げ等を踏まえて予算の減額等の対応を行っていた事業について、県の方針の修正等で令和 4 年度中の見直しの実施が見送られたこと等を踏まえて必要となる予算を確保します。

| 事業名 | 補正前 | 補正額 | 補正後 | 県の見直し内容 |
|---|-------|-------|-------|---|
| 老人クラブ活動強化 推進事業費補助金 (福祉課) | 4,860 | 540 | 5,400 | 1クラブあたりの補助基準額 を月額4,000円から3,500円 に引き下げ (見直し後)R5年度からの見直 しをめぐりに検討 |
| スクール・サポート ・スタッフ配置事業 (教育総務課、学校教育 課) | 0 | 1,104 | 1,104 | 県負担10/10の補助事業から 国補助を活用した県から市町 への委託事業に変更(負担割 合:国1/3 市町2/3 県0) (見直し後)R4年度もR3年度 と同様の条件で事業実施 |